

◎新温泉町重度障害児・者等日常生活用具一覧表

	品目		基準額(円)		対象者	性能	耐用年数
(介護・訓練支援用具)	特殊寝台		154,000		下肢又は体幹機能障害2級以上の者及び同程度の難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット		19,600		重度の知的障害及び下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上の者(常時介護を要する者に限る。)及び同程度の難病患者	じょくそうの防止、失禁等による汚染又は損耗を防止するため、マット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	5年
	特殊尿器		67,000		下肢又は体幹機能障害1級で、原則として学齢児以上の者(常時介護を要する者に限る。)及び同程度の難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	入浴担架		82,400		下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上の者(入浴に当たって、家族等の介助を要する者に限る。)	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器		15,000		下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上の者(下着交換等に当たって、家族等の介助を要する者に限る。)及び同程度の難病患者	介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
	移動用リフト		159,000		平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上の者	介護者が障害児・者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす		33,100	障害児が対象	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上の児童	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	5年
	訓練用ベッド		159,200	障害児が対象	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上の者及び同程度の難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
(自立生活支援用具)	入浴補助用具		90,000		下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に介助を必要とする原則として3歳以上の者及び同程度の難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器		4,450	手すりを付けた場合は、5,400円を加算	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者及び同程度の難病患者	障害児・者が容易に使用し得るもの。(手すりを付けることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	頭部保護帽	A スポンジ、革を主材料に製作	15,656	既製品は、基準額の80%の範囲内とする。	重度の知的障害及び重度の下肢、体幹又は平衡機能障害により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
		B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	37,852				
	つえ (T字状・棒状)	主材—木材(十分な強度を有するもの) 外装—ニス塗装	2,266	夜光材付とした場合は422円(全面夜光材付とした場合は1,236円)増しとすること。	下肢又は体幹機能障害者	歩行困難な者が立位、歩行時の安定を保てるもの	3年
		主材—軽金属 外装—塗装なし	3,090	外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は267円増しとすること。			
	移動・移乗支援用具		60,000		平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	特殊便器		151,200		重度の知的障害で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び上肢障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者及び同程度の難病患者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	火災警報器		15,500		重度の身体障害及び知的障害者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
	自動消火器		28,700		上記に同じ。並びに火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火薬を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
	電磁調理器		41,000		視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)及び重度の知的障害者	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機		7,000		視覚障害2級以上であって原則として学齢児以上の者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置		87,400		聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年
(在宅療養等支援用具)	透析液加温器		51,500		じん臓機能障害3級以上で、原則として学齢児以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー(吸入器)		36,000		呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害児・者であって、必要と認められる原則として学齢児以上の者及び同程度の難病患者	障害児・者が容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸引器		56,400		上記に同じ。	障害児・者が容易に使用し得るもの	5年
	酸素ボンベ運搬車		17,000		医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年
	視覚障害者用体温計(音声式)		9,000		視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害児・者が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障害者用体重計		18,000		視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害児・者が容易に使用し得るもの	5年
	パルスオキシメーター		157,500		呼吸機能障害等により在宅での呼吸管理上必要と認められる者	障害児・者が容易に使用し得るもの	5年

◎新温泉町重度障害児・者等日常生活用具一覧表

品目				基準額(円)		対象者	性能	耐用年数
(情報・意思疎通支援用具)	携帯用会話補助装置			98,800		音声、言語機能及び肢体障害児・者であって、発声・発語に著しい障害を有する原則として学齢児以上の者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	5年
	情報・通信支援用具			100,000		上肢、視覚障害2級以上で、周辺機器を使用しなければパソコンの操作が困難であると認められる者	周辺機器及びアプリケーションソフトを使用することにより、障害児・者がパソコンを円滑に操作できるもの	—
	点字ディスプレイ			383,500		視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
	点字器	標準型	A 32マス18行 両面書真鍮板製	10,712	基準額には点筆を含む	視力の低下、視野狭窄がある視覚障害児・者で、必要と認められる者	標準型と携帯用があり、点字習得の状態や生活状況、使用目的により判断する	7年
			B 32マス18行 両面書プラスチック製	6,798				
		携帯用	A 32マス4行 片面書アルミニウム製	7,416				5年
			B 32マス12行 片面書プラスチック製	1,699				
	点字タイプライター			63,100		視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。)	障害児・者が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置			115,000		視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害児・者が容易に使用し得るもの	6年
	視覚障害者用拡大読書器			226,000		本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害児・者であって、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー			89,800		視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、容易に使用し得るもの または、 ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、容易に使用し得るもの	6年
	視覚障害者用時計			13,300		視覚障害2級以上で原則として学齢児以上の者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	10年
	聴覚障害者用通信装置			71,000		聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用し得るもの	5年
	聴覚障害者用情報受信装置			88,900		聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、容易に使用し得るもの	6年
	人工喉頭			72,203	電池又は充電器を含む	音声・言語障害、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者	障害児・者が容易に使用し得るもの	電動式 5年
福祉電話(貸与)			—		難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	—	
ファックス(貸与)			—		聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	—	
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)			—		視覚障害者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—	
点字図書			—	年間68タイトル又は24巻まで	主に、点字によって情報の入手を行っている視覚障害児・者	点字により作成された図書	—	
(排泄管理支援用具)	ストーマ装具 紙おむつ	善便袋		9,460	1月あたり	ストーマ造設を行った膀胱、直腸機能障害児・者又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害により知的障害を合併しており、排尿若しくは排便の意思表示が困難であるため、紙おむつを必要とする者	給付対象となるのは、次に掲げるとおりとする。 ア ストーマ用装具(ストーマ用品、洗腸用具) イ 紙おむつ(紙おむつ、サラン、ガーゼ等衛生用品)	—
		善尿袋		12,430				
		紙おむつ		12,800				
	収尿器	男性用	A 普通型	7,931	探尿器と畜尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製	膀胱機能障害等により排尿のコントロールが困難な者又は尿路変更のストーマを造設した者	障害者が容易に使用し得るもの	1年
			B 簡易型	5,871				
		女性用	A 普通型	8,755				
B 簡易型			6,077	ホリエレン製の探尿袋導尿ゴム管付				
(住宅改修費)	居宅生活動作補助用具			200,000		下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者)及び同程度の難病患者	障害児・者の移動等を円滑にする用具で、設置にあたり次に掲げる小規模な住宅改修を伴うもの ア 手すりの取り付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	—

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 居宅生活動作補助用具の給付は、原則1回とする。